

生命保険見直し術 「相続対策に有効な保険は？」



相続対策に保険に加入しませんか?…などと保険をすすめられた方はいらっしゃいませんか。確かに相続対策は事前準備が不可欠であり、数ある対策の1つとして保険を活用しているケースがあります。

というわけで、今回は相続と保険について簡単に説明します。



◆ 相続財産のうち非課税になる金額

① 遺産にかかる基礎控除額 … $5000万円 + 1000万円 \times \text{法定相続人数}$

⇒ **A**

② 生命保険金の非課税額 … $500万円 \times \text{法定相続人数}$

⇒ **B**

③ 死亡退職金の非課税額 … $500万円 \times \text{法定相続人数}$

⇒ **C**

* 例：法定相続人が妻と子ども2人の計3人の場合、Aは8000万円、BとCはそれぞれ1500万円まで非課税となる。

まず、本当に相続税が掛かるかどうかチェックしてみましょう。実際は相続税が掛からないのに相続税対策をしているケースは意外と多いのです。バブル経済の絶頂時には例えば都内の小さな一戸建てにも多額の相続税が掛かり、住み続けることができないというケースもありました。

しかし、その後法律が改正され、引き続き親族が住んだり事業を営む場合には、その宅地の200㎡までの部分の評価額は80%減額されることになりました。評価額1億円の土地であっても2000万円として計算されます。

さらに相続財産からは上記Aで計算される基礎控除額が差し引かれ、生命保険金はBの金額まで、退職金はCの金額まで非課税です。

それでも相続税が増えるようであれば
相続対策として、**終身保険に加入します。**

定期保険、養老保険などの保険期間が決まっている保険では
保険期間が終わると相続対策の効果もなくなるからです。

◆ 目的別の契約形態

① 死亡保険金で納税資金を準備する

契約者・被保険者…被相続人（相続財産を持つ人）、受取人…相続人（相続する人）

② 相続財産の評価額を圧縮する（生命保険の権利の評価＝払込保険料の70%－保険金の2%）

契約者・受取人…被相続人、被保険者…相続人

以上ほんの少しですが簡単に保険と相続について説明させていただきました。
確かに場合によっては生命保険は相続対策に有効活用できます。ただし、保険の加入だけが相続対策ではありません。包括的なアプローチが必要でしょう。
保険に関するご相談は当事務所まで。また保険診断サービスも実施中です。



担当 洪木 洋子